

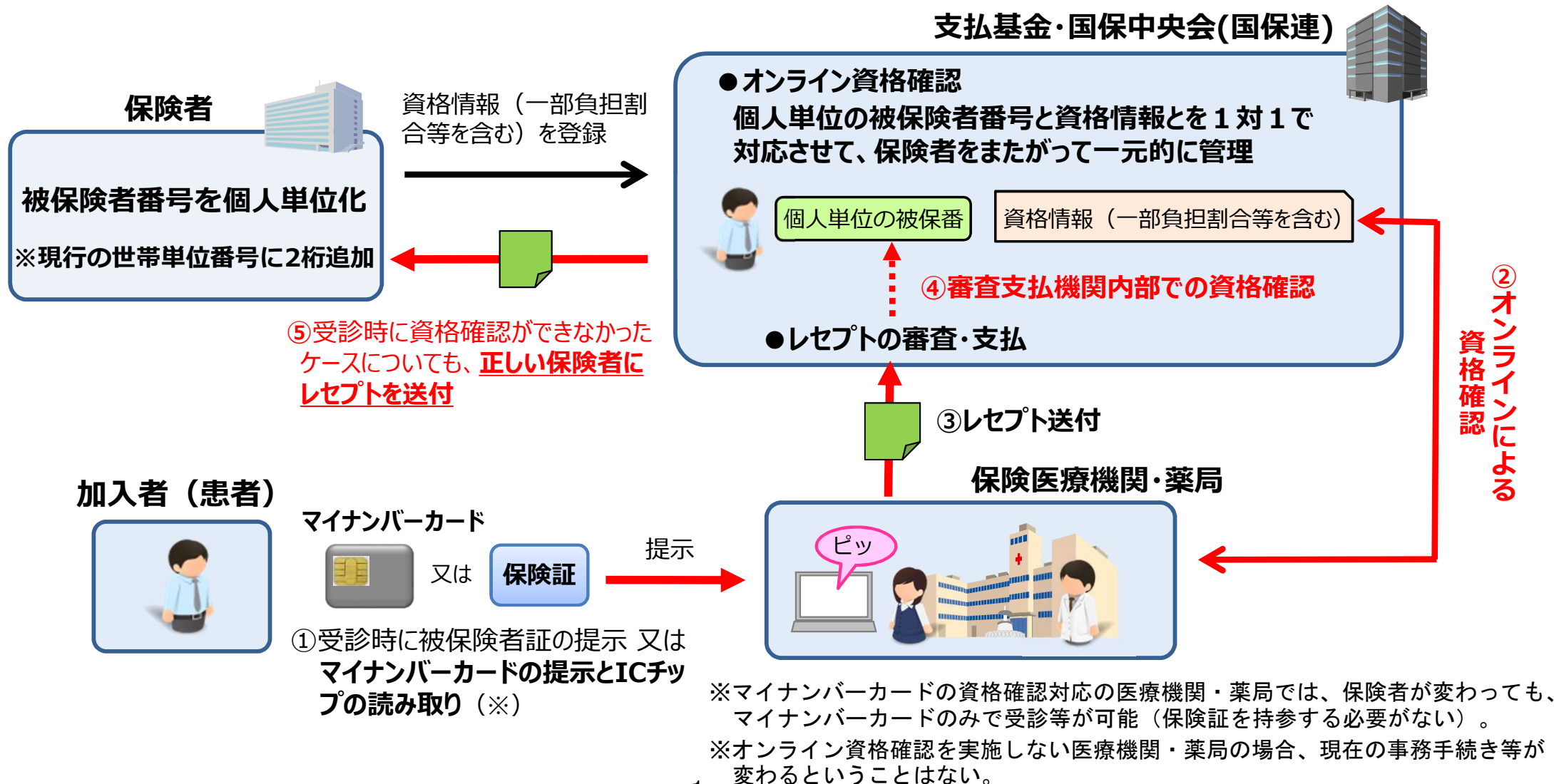
オンライン資格確認等システムの検討状況

平成30年12月
厚生労働省保険局

被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認等のイメージ

【導入により何が変わるのか】

- ①失効保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少
- ②保険者における高額療養費の限度額適用認定証の発行等を大幅に削減



個人単位の2桁番号付きの保険証様式（イメージ）

- 新規発行の保険証について、個人を識別する2桁の番号を追加する。

本人(被保険者)	2020年〇月〇日交付		
△△△△保険組合			
被保険者証	記号 1234	番号 1234567	01
氏名	番号 花子		
生年月日	平成元年3月31日生	性別	女
資格取得年月日	平成25年4月1日		
発行機関所在地	東京都千代田区〇〇〇		
保険者番号	88888888		
名称	△△△△保険組合		
			印

→ 現行の保険証の記載内容に
2桁の番号を新たに追加

※後期高齢者医療制度は個人単位なので、
保険証は変更しない

- 発行済の保険証は、2桁番号がなくても使用できることとし、回収・再発行を不要とする。

※ 医療機関・薬局では、患者が2桁番号がない保険証を提示した場合、2桁番号なしでレセプト請求できる。レセコン改修が間に合わなかった場合も、改修までの間、2桁番号なしで請求できることとする。（当分の間）

<個人単位の2桁番号の付番、レセプト請求のスケジュール：イメージ>

2020年秋頃～	保険者で個人単位の2桁番号を付番、資格確認システムに登録
2021年3月頃～	マイナンバーカードによるオンライン資格確認の開始
4月頃～	新規発行の保険証に2桁の番号を追加（全保険者）
5月頃～	保険証によるオンライン資格確認の開始
10月頃～	2桁の番号を付してレセプト請求を開始（9月診療分、10月請求分～）

医療機関・薬局における保険証を利用した資格確認（イメージ）

○ 保険証に2桁番号がない場合でも、記号・番号、生年月日により資格情報を特定して表示できるようにする。

■入力画面（券面に記載された情報を入力）

※2018年10月25日に医療機関を初めて受診した場合

被保険者証情報入力	
保険者番号	1234567890
記号・番号	記号 番号
枝番	2桁
生年月日（月日）	mmdd ※数値4桁で月日を設定
性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☒ 指定なし
資格確認日	2018/10/25 ※資格確認日は本日の日付をデフォルトで入力
資格確認	

※月日の4桁の数字は2桁番号がある場合も入力（誤入力等の防止）

■資格が存在しない場合



該当者が見つかりません。

OK

※入力誤りの場合やタイムラグによる資格履歴未反映が考えられる。

2桁番号なしの場合

■複数の資格が該当した場合（双子等の場合）

被保険者証情報選択（2018/10/25 時点の資格）	
☐ 枝番：01	資格 一郎（シカク イチロウ） 昭和50年10月11日 生
☐ 枝番：02	資格 次郎（シカク ジロウ） 昭和50年10月11日 生
確定	

券面情報や患者情報から特定

■資格情報の表示パターン案

（資格が有効な場合）

有効な資格情報が表示される

被保険者証情報（2018/10/25 時点の資格）	
【資格情報】 保険者番号：01234567 保険者名：○○健保	
記号 4321 番号 1234567 枝番 01	シカク イチロウ
氏名 資格 一郎	
生年月日 昭和50年10月11日	
性別 男	
資格取得年月日 平成30年7月12日	
資格喪失年月日 -	
【限度額適用認定証情報】	
交付年月日 平成30年10月1日	
発効年月日 平成30年10月1日	
有効期限 平成31年4月30日	
適用区分 イ	

（資格が喪失している場合）

喪失している情報が表示される

被保険者証情報（2018/10/25 時点の資格）	
⚠ 喪失した資格です。 新しい資格を確認してください	
【資格情報】 保険者番号：01234567 保険者名：○○健保	
記号 4321 番号 1234567 枝番 01	シカク イチロウ
氏名 資格 一郎	
生年月日 昭和50年10月11日	
性別 男	
資格取得年月日 平成30年7月12日	
資格喪失年月日 平成30年9月30日	

旧資格情報

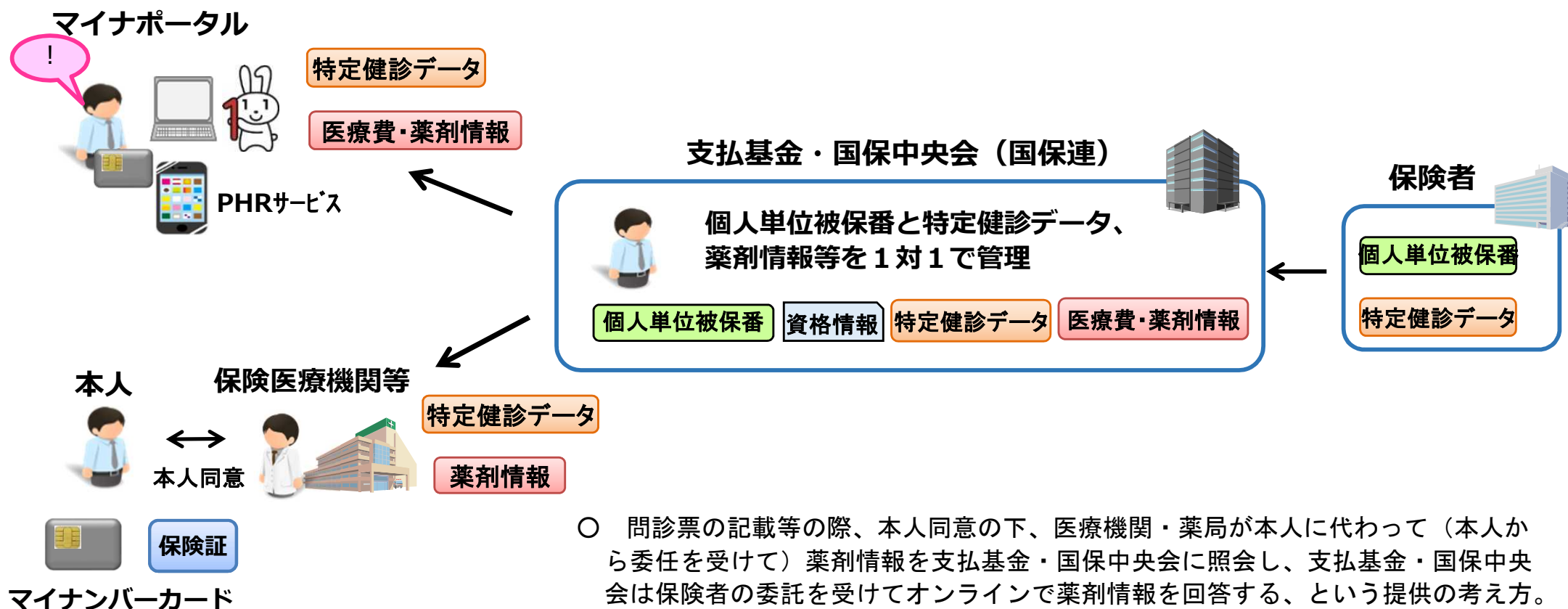
新しい保険証の提出を求めた上で、改めて資格確認の入力作業を実施

■ マイナンバーカードによる受診の場合は、カードリーダーで読み取った患者の資格情報が画面に表示される。

特定健診データ、医療費・薬剤情報等の照会・提供サービスのイメージ

【導入により何が変わるのか】

- 患者本人や医療機関等において、特定健診データや薬剤情報等の経年データの閲覧が可能。
⇒ 加入者の予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待できる。



- 問診票の記載等の際、本人同意の下、医療機関・薬局が本人に代わって（本人から委任を受けて）薬剤情報を支払基金・国保中央会に照会し、支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する、という提供の考え方。

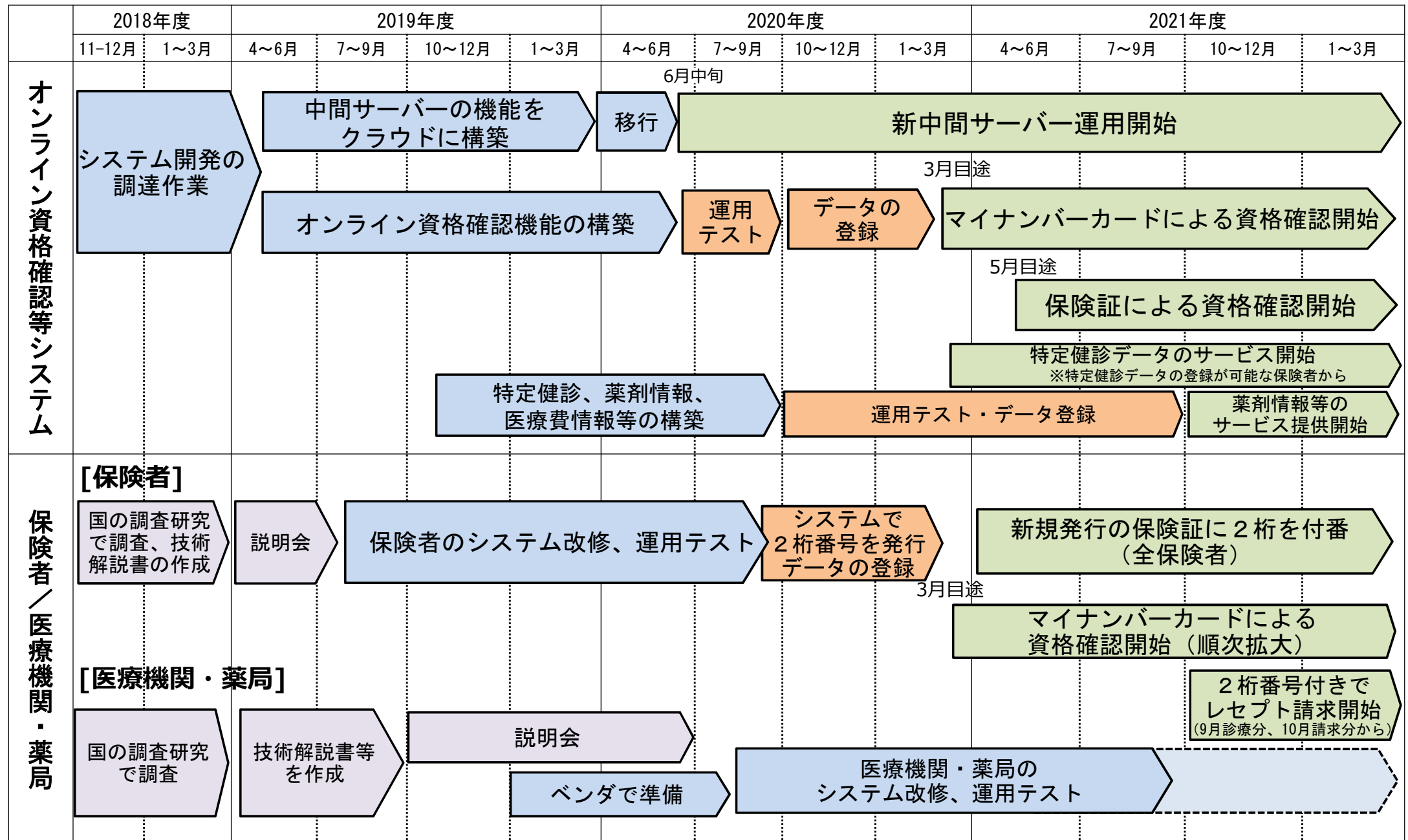
※ 保険者は本人からの照会への回答の事務を支払基金・国保中央会に委託。支払基金・国保中央会はレセプト情報から薬剤情報を抽出。

※オンライン資格確認等の導入に当たっては、クラウドを活用することにより運営コストを縮減

オンライン資格確認等の導入スケジュール（イメージ）

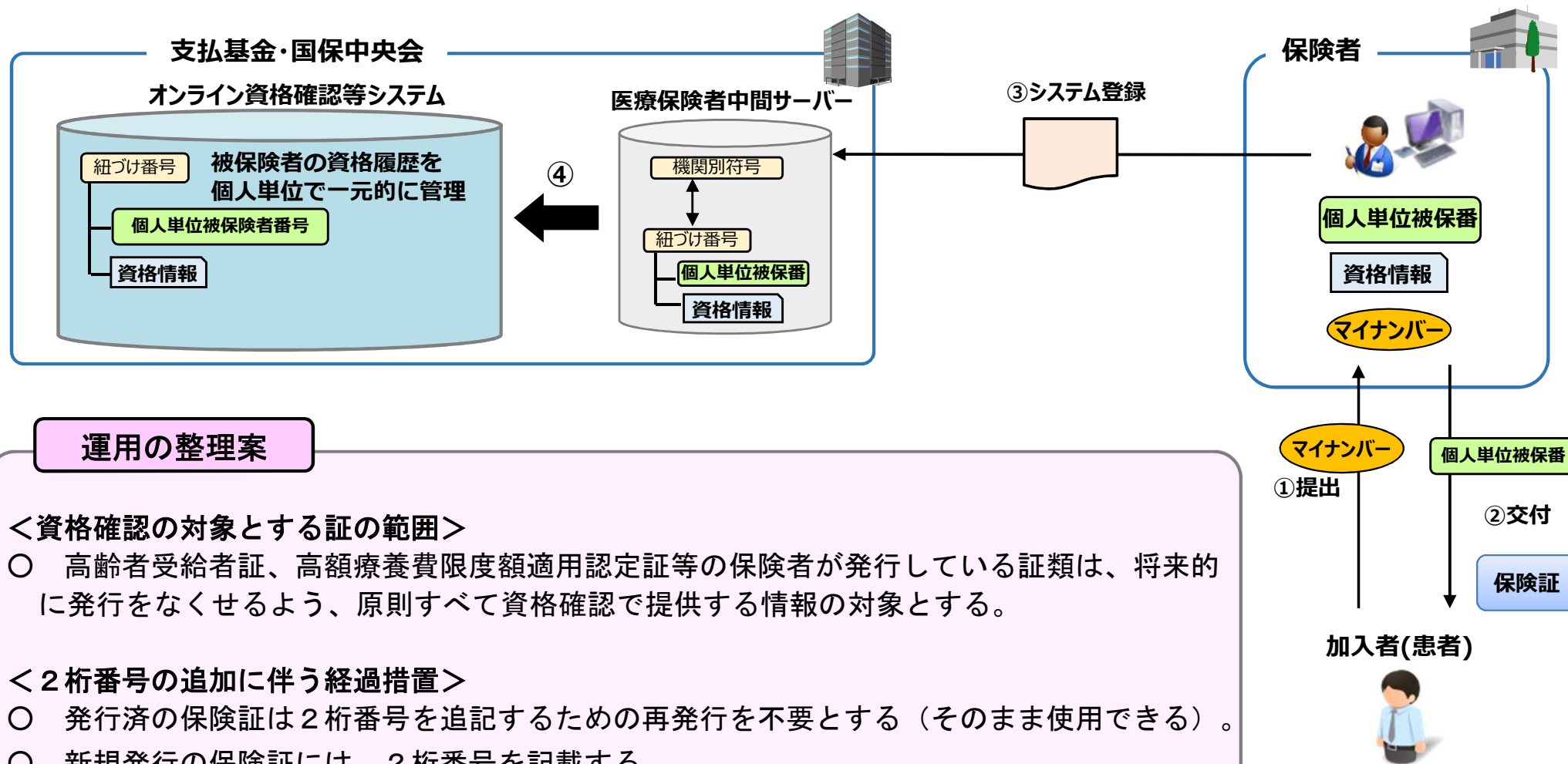
2018年12月現在

○ オンライン資格確認等の2020年度の導入に向けて、支払基金においてシステム開発の調達手続きを開始したい。



**参考資料：オンライン資格確認等システムの運用整理案
(2018年12月現在)**

①保険者からオン資格等システムへの資格情報の登録まで



運用の整理案

<資格確認の対象とする証の範囲>

- 高齢者受給者証、高額療養費限度額適用認定証等の保険者が発行している証類は、将来的に発行をなくせるよう、原則すべて資格確認で提供する情報の対象とする。

<2桁番号の追加に伴う経過措置>

- 発行済の保険証は2桁番号を追記するための再発行を不要とする（そのまま使用できる）。
- 新規発行の保険証には、2桁番号を記載する。

<資格情報の登録遅れへの対応>

- 事業主がマイナンバーの業務を外部委託しているケースなど、加入者情報の登録の遅れを解消する運用手続きについて、保険者業務への影響等を精査しつつ検討。

②医療機関等でのオンラインでの資格情報の照会から入手まで

運用の整理案

<マイナンバーカードの資格確認の運用>

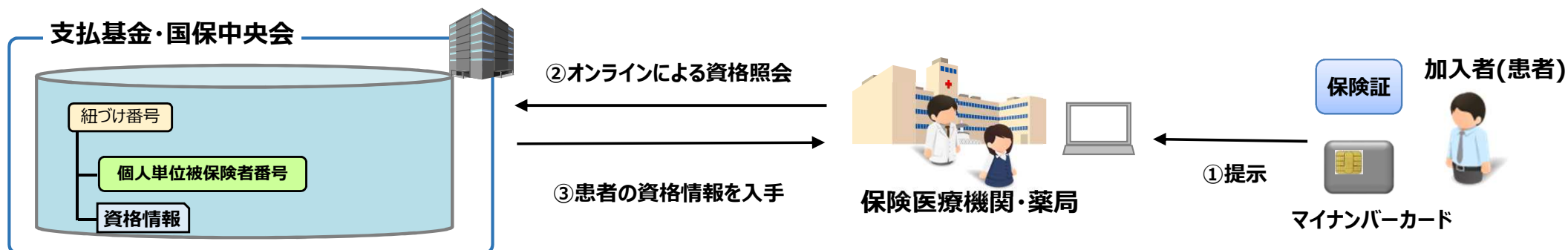
- 医療機関・薬局の窓口では、マイナンバーカードの提示を求め、顔写真を確認した上でオンライン資格確認を行うことを基本とする（マイナンバーカードは預からない）。再診のケースなど、現行制度で資格確認済みとしている場面での運用については、関係者の意見を聞きながら検討する。

<保険証のオンライン資格確認>

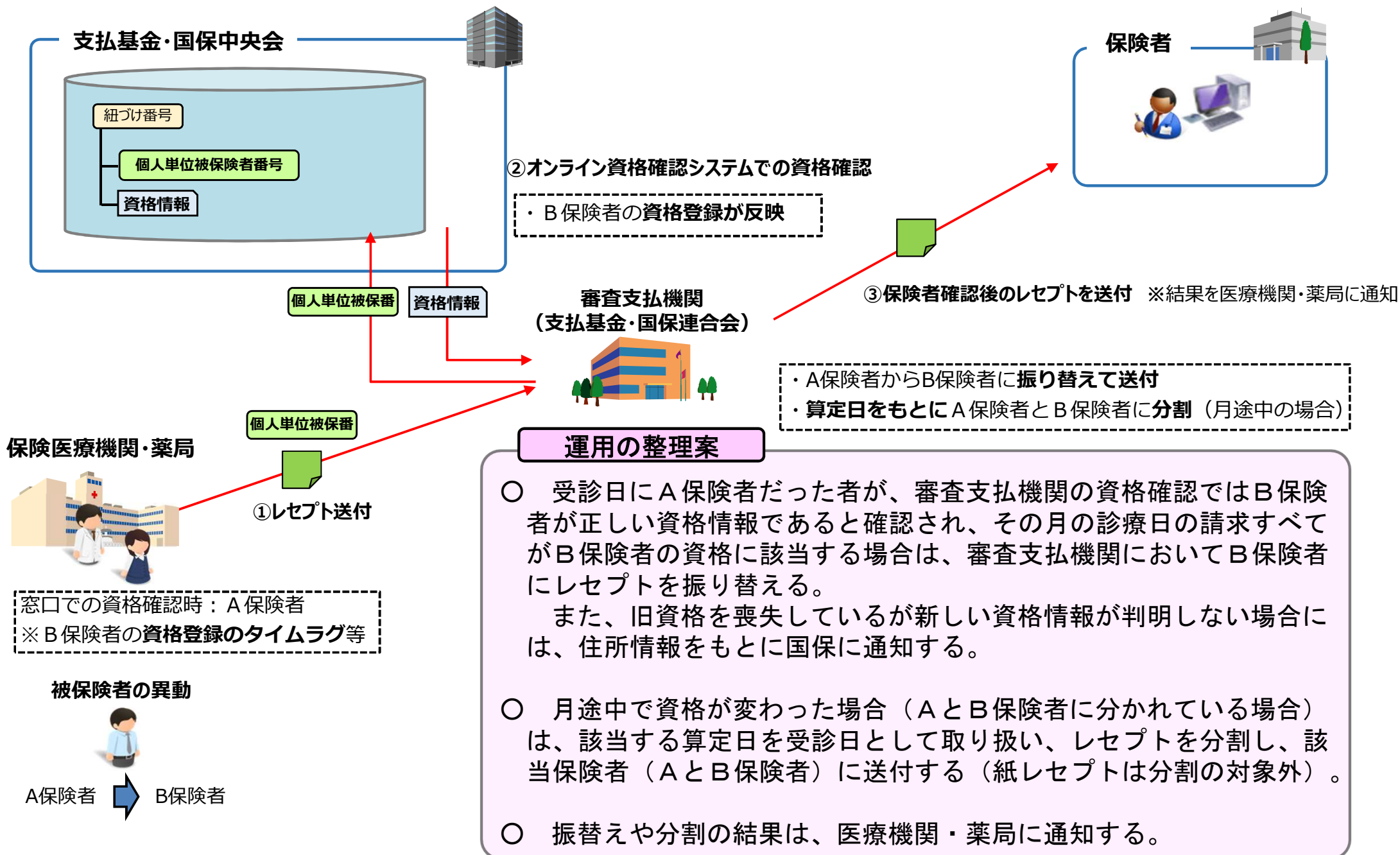
- 保険証に2桁番号がない場合でも、被保険者記号・番号、生年月日により資格情報を特定して表示できるようにする。

<医療機関・薬局での資格情報の確認等>

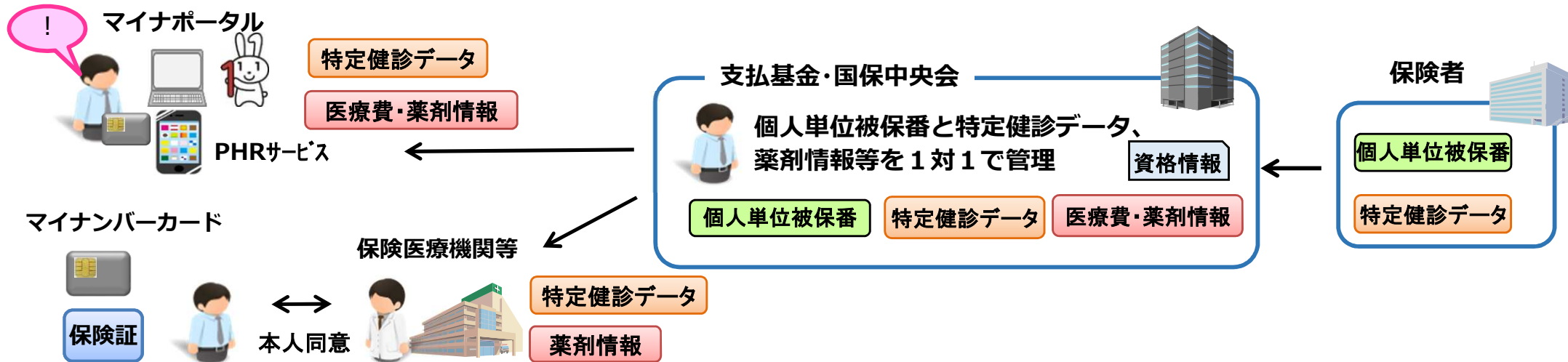
- 医療機関・薬局のシステムの形態・業務方法に応じて、オンライン資格確認システムと病院情報システムが連携して最新の資格情報をバッチ処理で回答する仕組みなど、効率的に資格情報の登録ができるようにする。
 - 支払基金・国保中央会でレセプトの資格確認を行い、失効した保険証の資格情報については、支払基金・国保中央会から医療機関・薬局にも通知する。窓口での運用ルールについて、引き続き協議する。
- ※保険者では、現在も、保険証の返納をしない者に対し、速やかに返納するよう督促を実施している。



③審査支払機関でのレセプトの資格情報の確認、保険者へのレセプト送付まで



④薬剤情報、医療費情報、特定健診データのマイナポータル等での閲覧の仕組み



運用の整理案

<医療費情報>

- 確定申告に用いる医療費通知の6項目（被保険者氏名、療養を受けた月日、療養を受けた者の氏名、療養を受けた医療機関等の名称、支払った医療費額、保険者名称）に加え、保険者の費用負担額、公費の負担額等も対象項目とするなど、保険者のニーズを踏まえたものにする。

<薬剤情報>

- レセプトの医薬品情報、調剤した保険薬局名、後発品への切替え効果額を対象項目とする。処方医療機関名は、本人がマイナポータル等で閲覧可能とする。

<マイナポータルでの閲覧の仕組み>

- マイナポータルによる医療費・薬剤情報の閲覧は、個人単位で情報を閲覧する仕組みを前提とする（家族は閲覧できない）。